

任用資格・その他の資格 取得希望の方へ

1 各種任用資格 取得希望の方へ

社会福祉主事任用資格^(注)、児童指導員任用資格、知的障害者福祉司任用資格は、本学を卒業することで取得できます。

また、心理判定員（児童心理司）任用資格は、福祉心理学科を卒業することで取得できます。

なお、児童福祉司任用資格は、本学を卒業後、厚生労働省の定める施設にて1年間の実務経験後に取得が可能です。そのため、本学にて証明書は発行できませんのでご注意ください。

(注) 福祉心理学科に入学した場合、社会福祉主事任用資格取得のためには、指定科目の中から3科目以上の単位修得が必要となります。

参考

■任用資格とは

公務員などの採用試験に合格し、専門職として配置されていかすことのできる資格です。福祉医療関係の施設・病院への就職に際し、資格要件として求められる場合もあります。

■社会福祉主事とは

都道府県、市町村の福祉事務所などに配置され、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をおこないます（社会福祉法 第18・19条）。

■児童指導員とは

児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設などに配置され、児童の生活指導をおこないます（児童福祉施設最低基準 第42・43・49・56・61・69・73・75条）。

■知的障害者福祉司とは

都道府県、市町村の福祉事務所や知的障害者更生相談所に配置され、知的障害者の福祉に関する事務をおこないます（知的障害者福祉法 第14条）。

■児童福祉司とは

児童相談所に配置され、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な指導等をおこないます（児童福祉法 第13条）。

■心理判定員・児童心理司とは

心理判定というのは、児童相談所や精神科の病院などで、主に心理検査や面接を実施し、診断や治療効果測定のための資料を提供する仕事です。明確な資格の規定はありませんが、大学において心理学を専攻した者が心理判定の仕事ができることになっています。具体的には、来談者（クライアント）について、知能検査、人格検査などを行ったり、さらに面接や行動観察を行ったりすることによって、判定会議などへの資料を提供することです。判定会議に出席して意見を述べるだけでなく、時には医師や児童福祉司、ソーシャルワーカーなどとチームを組んで心理治療に当たることもあります。

このような心理判定をする者が必要とされる主な職場には、児童相談所、精神保健福祉センター、婦人相談所、各種福祉施設、病院（精神科・神経科）などがあります。

なお、平成17年度以降、児童相談所に配置され、子どもや保護者等の相談に応じたり、心理判定をおこなう「心理判定員」の名称が「児童心理司」に変更されています（「児童相談所運営指針」）。「心理判定員」「児童心理司」任用資格条件は「学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科を修めて卒業した者」であることに変更はありません（「児童福祉法」第12条の34、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」など）。

なお、これら心理学の専門職につくためには、現状では指定大学院に進学して「臨床心理士」の資格を取得することが一般的になっています。本学・福祉心理学科では、大学院進学のための心理学全般に関する基礎知識を幅広く学ぶことができます。

防災士資格

本学では、東日本大震災や熊本地震を受けて、減災と社会の防災力向上のための基本的知識と技能をもち、地域社会における防災リーダーとして活躍できる人材を増やすため、「防災士」資格取得希望者向けの養成研修講座（2日間）を開催しております。

なお、受講料・資格登録申請費などの諸費用として、別途 40,000 円が必要になります。

詳細は、入学後に「補助教材」等でご案内します。

■ 資格取得方法

事前レポート学習 ⇒ 「特講（防災士研修講座）」（2 日間）のスクーリング受講 ⇒ 防災士資格取得試験（スクーリング最終コマに実施）の受験・合格および別途各地で開催している「普通救命講習」の受講が必要。